

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本巢市地域防災計画（本巢市防災会議 令和6年7月修正）及び、本巢市水防計画（本巢市水防協議会 令和6年7月修正）、新型インフルエンザ等対策行動計画（本巢市 平成26年8月作成）に基づき、地域において考慮すべき災害リスクについて示します。

■ 位置

本巢市は、岐阜県の南西部に位置し、北は福井県大野市、東は山県市、関市、岐阜市、西は大野町、揖斐川町、南は瑞穂市、北方町に接しています。



■ 人口

人口	32,928人
世帯数	11,720世帯

(令和2年国勢調査)

■ 地勢

・根尾地域

根尾地域北部は越美山脈の分水嶺を境として、日本海斜面の福井県大野市に隣接します。西部は揖斐川本流沿いの揖斐郡揖斐川町と、能郷白山から南方西台山に伸びる1,000m級の山嶺をもって隣接します。東部は関市、山県市と、左門岳から南方船伏山をへて尾並坂峠へのびる1,000m内外の嶺が続きます。南は本市本巢地域及び揖斐川町を境とし、地域を北から南へ流れる根尾川は左岸では平野の南方で本市本巢地域日当に、右岸では宇津志の南方で揖斐川町舟山に出ています。

・本巢地域

本巢地域北部は越美山系に属する標高700m前後の山岳が東北にかけて連なり、南西部にかけて起伏を重ね順次低下し、南部は濃尾平野の一角をなしています。また、西部は根尾川が南へ貫流し、北部に素振谷、谷山谷、宮谷、明谷、長谷の各支流、南部に糸貫川、板屋川がありこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数あります。

・糸貫地域

糸貫地域は、根尾川の堆積作用によってできた根尾川扇状地のほぼ中央に発達した集落です。美濃山地から流れ出す根尾川は、本巢地域山口付近で、席田用水、真桑用水へも分流し、緩傾斜の扇状地を形成しています。本市も北から南へ100～1000分の1の緩傾斜地であり、平野部の大部分が高度30m以下、起伏量5m以下となっています。糸貫地域の北東部には、岐阜市を境に船来山丘陵があり、糸貫地域の最高標高地を形成しています。糸貫地域の西部には主流である根尾川が流れ、中央部に糸貫川、東部に天王川、西部に政田川、犀川があり、さらにこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数あります。

・真正地域

真正地域は、海拔9.2～19.7mの平坦地域です。西端には国直轄河川根尾川、東端には県管理一級河川糸貫川、中央部には同管理一級河川五六川、犀川、政田川が流れています。また、これらに注ぐ中小河川や用排水路が多数あり、北から南へ緩やかな傾斜をなしています。

■ 気象

本市の本巢、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨のころから夏にかけて南東の季節風の影響を受け高温多湿であり、降雨量も多い時期となっています。冬は北西の季節風の影響を受け、気温は低く降雨量も少なくなっています。風は、夏に南東の季節風が、冬になると北西の季節風が吹き、特に冬のカラッ風は「伊吹おろし」と呼ばれ冷たいが、四季を通じて風は強くはありません。

根尾地域においては、太平洋型の気候圏内にあたっていますが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別されます。すなわち夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく1月～3月までは降雪があり、県下でも多雨地帯に属しています。

■ 地 質

本巣市全体の平野部の堆積層は、地質を粒の大ききで区分すると、大きさの順序は礫、砂、泥（シルト）、粘土の順になりますが、主に礫や砂で構成されています。

美濃越前山地美濃側の中心部にあたる根尾地域については、大部分が古生層からなり、根尾西谷川上流にある能郷白山の揖斐川町藤橋地域や福井県大野市にかけての山体や、東谷川上流で山県市にまたがる日永岳を中心にした地域に、中生代末から第三紀初めの噴出と見られる花崗閃緑岩の地域がみられるほか、その南方に流紋岩の噴出地が見られます。この古生層は二畳紀の前期から中期・後期にわたるもので、粘板岩・砂岩・チャートなどを主とし、輝緑凝灰岩や石灰岩を伴っているところもあります。

■ 本巣市において想定される災害と被害状況

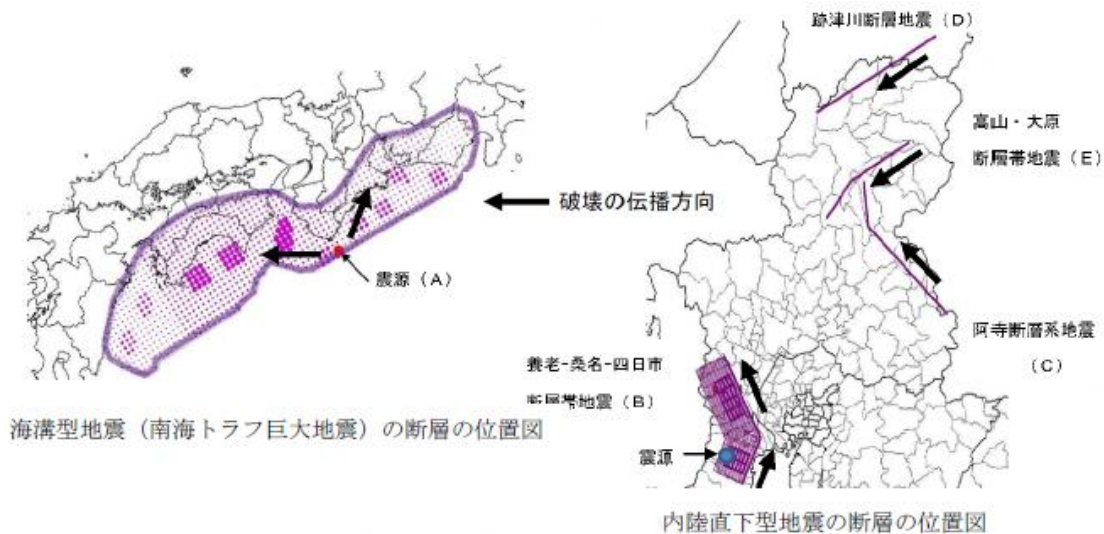
<地 震>

①想定される地震の概要

岐阜県では過去の地震活動記録や活断層の分布、活動度、地質状況から地震を想定しています。以下にそれぞれの地震の概要を表に示します。（岐阜県が公表した、「平成23～24年度南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書」、「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」より引用。）

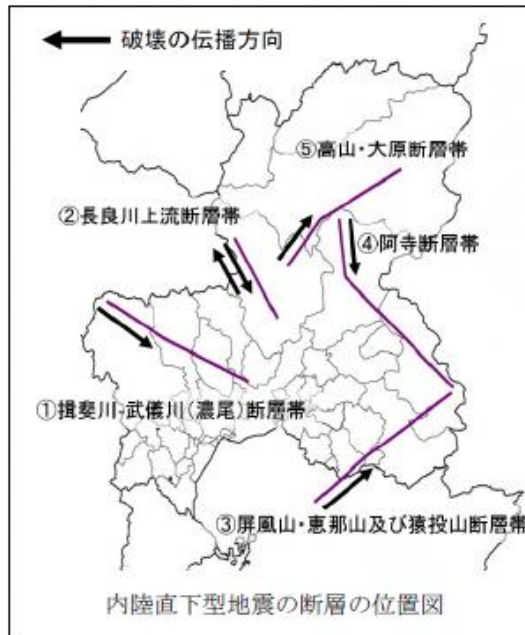
平成 23～24 年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書

想定地震名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巣市の予測される震度
1. 阿寺断層系地震	70	7.9	5弱～5強
2. 跡津川断層地震	60	7.8	5弱～5強
3. 養老-桑名-四日市 断層帯地震	57	7.7	5強～6強
4. 南海トラフ巨大地震	震源:紀伊半島沖	9.0	5強～6弱



内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果

断層帯名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巣市の予測される震度
1. 揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯	52	7.7	6弱～6強
2. 長良川上流断層帯	29	7.3	5強～6強
3. 屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯	56	7.7	4～5弱
4. 阿寺断層帯	70	7.9	5弱～5強
5. 高山・大原断層帯	48	7.6	4～5弱



②想定される被害状況

上記の地震概要の中で、県で想定している地震のうち本市に最も被害をもたらすと予想される地震は、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯を震源とする地震と考えられます。

項 目	揖斐川－武儀川(濃尾)断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震		
	震 度	5.45～6.34		5.11～6.32		5.17～5.89	
液 状 化 指 数	0.00～34.57		0.00～46.13		2.60～55.91		
建物の被害(合計)	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	
	1,732	3,558	922	2,930	332	1,149	
火災の被害	【午後6時】		【午後6時】		【午後6時】		
	炎上出火件数	7棟	炎上出火件数	43棟	炎上出火件数	1棟	
	残火災件数	6棟	残火災件数	3棟	残火災件数	0棟	
	焼失棟数	22棟	焼失棟数	11棟	焼失棟数	1棟	
人的被害	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	
	死者数(人)	101	61	48	28	3	2
	負傷者数(人)	1,010	724	713	487	163	104
	重症者数(人)	184	122	89	61	6	6
要救出者(人)	340	214	163	104	12	8	
避難者数 (建物被害及び焼失)	5,768		3,927人		1,508人		
帰宅困難者(※)					192人		

※被害が広範囲に及ぶため、想定項目に含めた。

③本巢市において過去に発生した震災

・未曾有の災害濃尾震災概要

明治24年（1891年）10月28日午前6時37分11秒に発生した濃尾地震（濃尾大震災）は、マグニチュード8.0、北は仙台から南は鹿児島までほぼ本州全土に及び、わが国の内陸部で起こった地震としては最大級のものであります。阪神・淡路大震災（1995年）がマグニチュード7.3、関東大震災（1923年）がマグニチュード7.9、であったことを思うと、いかに大規模な地震であったかが分かります。

震源地である本巢市根尾（根尾谷）では、地震発生後31日までの4日間に烈震2回、強震29回、弱震852回、微震106回、鳴動98回の合計1,087回を数え、直径4キロメートルに及ぶ土地が陥落しました。その最もひどかった水鳥地内では、南西側に6.0メートルも沈下したといわれ、水平に3.0メートルも横すべりをしました。このときにできた根尾谷断層は、地表面に現れたものだけで全長80キロメートルにも及んでいます。

岐阜市に通ずる県道はこの断層で断ち切れ、根尾川はせき止められて氾濫し、いたる所に湖水ができました。特に水鳥の村下から板所の村下にかけてできた湖水は最も大きく、唯一の幹線道路が遮断され、以来大正になるまで船をもって交通の便をはかったほどでした。（参考根尾村史）

本巢市全体の被害状況（根尾村史、本巢町史、糸貫町史、真正町史参考）

地域名	総人口 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)		総被害 戸数 (戸)	総被害戸数 (戸)	
			重傷	軽傷		全壊等	半壊
根尾地域	5,548	151	67	295	1,039	675	356
本巢地域	6,046	65	43	66	1,257	800	454
糸貫地域	7,510	26	29	6	1,522	1,072	450
真正地域	6,199	42	39	42	1,195	1,093	102
計	25,303	284	178	409	5,013	3,640	1,362

<風水害>

① 想定される風水害

・梅雨に発生する水害

梅雨期に発生する水害は、台風による水害とほぼ同程度の頻度で発生しています。特に梅雨末期には、梅雨前線の影響による集中豪雨が発生しやすく、「梅雨末期の集中豪雨」とも呼ばれています。梅雨期は雨天が多く、河川の水位が上昇していることから、集中豪雨の際には短時間で警戒水位を超え、洪水が発生しやすくなります。また、梅雨前線による降雨は、台風による降雨と比較して、長時間にわたる傾向があるのも特徴です。

・局地的集中豪雨に発生する水害

局地的な地形や風の影響によって発生すると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が非常に狭く、10数 km 離れた場所では中心部の1割にも満たない雨量となることがあります。こうした豪雨は、短時間に局地的に大量の雨を降らせ、大きな被害をもたらすこともあります。特に台風の接近時や雷雨の際に発生しやすいため、十分な警戒が必要です。

・長雨

梅雨期である6月から7月はもちろんのこと、3月から4月、さらに9月から10月にかけても、前線が停滞して長雨となることがあります。これらの時期に集中豪雨が発生したり、台風が襲来すると、甚大な被害をもたらす恐れがあります。

・台風

北太平洋西部で発生する熱帯低気圧のうち、中心付近の最大風速が17m/s以上のものを「台風」と呼びます。台風の影響は大きく分けて2種類あり、雨量はそれほど多くないものの強風を伴う「風台風」と、風は比較的弱いものの集中豪雨をもたらす水害を引き起こす「雨台風」とに分類されます。

・急傾斜地等の崩壊

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨や融雪による土地の含水量の増加に加え、大規模な地震によっても発生します。根尾川上流域には、大規模な崩壊現象である深層崩壊が発生する危険性の高い溪流等が存在しています。これらの地域で崩壊土砂が河道を閉塞した場合、崩壊箇所の上流では湛水が発生し、その後の決壊により下流域に土石流が発生して、甚大な被害をもたらす恐れがあります。

②本巢市で過去に発生した地域別の風水害

・根尾地域

根尾地域は福井県との県境に位置する山間部で、年間を通じて降雨量が多く、冬季には豪雪にも見舞われます。こうした自然条件に加え、山肌の脆弱性や山林伐採などの影響もあり、集中豪雨・土砂崩れ・雪崩といった自然災害が度々発生しています。

・本巢、糸貫地域

本巢・糸貫地域では、地形や気象条件が重なり、従来より風水害の被害が発生しています。昭和22年に災害救助法（昭和22年法律第118号）が施行され、昭和34年の伊勢湾台風によって適用災害が発生しました。この地域の水害は、主に平野部の河川（主流・支流）の溢水による浸水、または山間部の集中豪雨による土砂災害に大別されます。昭和51年に発生した「9.12災害」では、河川の氾濫により床上・床下浸水が広範囲に及び、山腹の崩壊や土砂流出による家屋や耕地の流出、人命被害も発生しました。

・真正地域

真正地域では、中小河川の多くが無堤であり、平常時は自然豊かな環境にあるものの、増水時の対応力が弱く、水害リスクを常に抱えています。地形的・気象的条件から自然災害の影響を受けやすく、昭和49年7月25日の集中豪雨や、昭和51年の「9.12災害」では河川が氾濫し、床上・床下浸水、農作物被害が発生しました。さらに、昭和34年の伊勢湾台風では家屋の倒壊など、類を見ない被害も記録されています。

<雪害>

冬期になると、シベリア沿海州では上空5,000m付近で氷点下約40℃、地上でも氷点下20～30℃の厳しい寒さとなります。この冷たい空気が、西高東低の気圧配置に乗って北西の季節風となり、大陸から日本海を渡って日本列島に吹きつけ、広範囲に降雪をもたらします。このような降雪や雪雹により、車両の立ち往生、交通機関の途絶、さらには山間部の孤立といった被害が発生することがあります。

<大規模な火事火災>

火災の発生および拡大は、気温・湿度・風速などの気象条件と密接に関係しています。火災は、気温が低く火気の使用頻度が高まる冬季から春季にかけて多く発生しており、特に被害が大きくなる傾向があるのは、冬の午後6時頃とされています。出火原因の多くは、火気の取り扱いに関する不注意や不始末などによる失火であり、その大半は人為的な過失または故意によるものです。そのため、火気の使用に際しては十分な注意と対策が求められます。

<航空災害>

航空運送事業者の運行する航空機が、市内の住宅密集地に墜落した場合、多数の死傷者等が発生します。

<車両災害>

風水害、雪害、地震などの災害により、トンネル等の道路構造物が被災した場合、道路を通行中の車両が被害を受けるおそれがあります。また、濃霧や着雪などによる衝突事故、トンネル内で多数の車両が衝突・炎上するなど、大規模な車両事故が発生する可能性もあります。このような事態においては、乗客や道路通行者に加え、沿道の住民や沿道施設にも被害が及ぶ可能性があります。

<危険物等災害>

危険物や高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発、または毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、さらには火薬類の火災や爆発が発生した場合、多数の死傷者や周辺地域への深刻な被害が生じるおそれがあります。

<原子力災害>

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体及び財産に被害が発生します。

<感染症>

新型インフルエンザは、毎年流行する季節性インフルエンザとは異なり、ウイルスの抗原性が大きく変化した新型ウイルスが出現することによって発生します。多くの人がこの新型ウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となる可能性が高く、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、近年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のように、未知のウイルスによって発生する新型感染症についても、同様に感染拡大による健康被害や、サプライチェーン・人員・業務運営への影響が想定されます。

項目		本巢市	岐阜県	国
流行期間		約8週間		
患者(人口の25%)		約8,900人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3,500人 ～約6,900人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度 (致命率0.53%)	入院患者 (1日当たり最大)	約150人 (約30人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約50人	約2,800人	約17万人
重度 (致命率2.0%)	入院患者 (1日当たり最大)	約560人 (約110人)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約180人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,223事業所
- ・小規模事業者数 844事業所

業種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	43	38
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	1
建設業	180	171
製造業	150	108
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
情報通信業	9	7
運輸業, 郵便業	17	9
卸売業, 小売業	357	177
金融業, 保険業	18	16
不動産業, 物品賃貸業	37	33
学術研究, 専門・技術サービス業	25	19
宿泊業, 飲食サービス業	164	96
生活関連サービス業, 娯楽業	105	85
教育, 学習支援業	26	18
医療, 福祉	27	25
複合サービス事業	6	5
サービス業(他に分類されないもの)	53	35
合計	1,218	844

【概況】

令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会経済活動の自粛により、全国的に企業の経営状態の悪化が大きな問題となりました。

本市の工業は、景気の動向による影響を受けやすく、経営基盤が脆弱な中小企業が多いことから、企業の経営安定化のための支援が必要です。

商業においては、南部地域を中心に郊外型大型小売店舗やコンビニエンスストアの立地が進んでいます。近年、EC(電子商取引)サイトの急速な発達や拡大するキャッシュレス決済への対応など、これまで地域の商業を支えてきた個人商店などを取り巻く経営環境はますます厳しさを増しています。このため、商工会を中心に関係機関と連携し、個人商店などへの指導・支援、後継者や新規創業者の確保・育成支援などを進め、商業の振興を図る必要があります。

また、本巢市では令和7年8月に東海環状自動車道の開通がなされ、人やモノの流れが大きく増加することが期待されます。本巢インターチェンジ周辺を産業拠点として、企業誘致を進め、地域経済の活性化や市民の雇用の確保・拡大へつなげる必要があります。

(3) これまでの取り組み

①本巢市の取組

- ・本巢市第2次総合計画 後期基本計画の策定（令和3年3月）
- ・本巢市地域防災計画の策定（令和6年7月修正）
- ・本巢市水防計画の策定（令和6年7月修正）
- ・本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画委の策定（平成26年8月）
- ・本巢市防災ハンドブック 洪水・土砂災害編の作成（平成30年4月）
- ・本巢市の避難所及び広域避難所において、一時的に受入れ保護した避難者（被災者）のための災害救助用物資・資機材の確保

②本巢市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（通年：商工会窓口でのチラシ設置・公式LINEでの発信など）
- ・新型コロナウイルス感染症職場対応マニュアルの作成（令和2年度）
- ・商工会BCPの作成（令和3年度作成・令和6年度改訂）
- ・BCPセミナーの開催（事業者及び職員向け/毎年）

II 課題

①事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内の事業者の防災・減災・感染症対策についての意識は必ずしも高くなく、事業者BCPの策定など、事前対策の取り組みが進んでいる事業者は全体の一部にとどまっています。従業員規模が大きいほどBCPなどについての関心が高くなる傾向があり、小規模事業者での意識向上・事前対策の推進が課題といえます。

②商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCPの策定など、防災・減災・感染症対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための体制が十分ではありません。

③商工会自身の事業継続について

当会において、事業継続計画は策定されていますが、緊急時の具体的な対応体制やマニュアルが整備されていないため、発災後の対応事項等が明確になっていません。

④市と商工会との連携について

緊急時の取組について、連絡体制は記載しているものの、具体的な復旧支援にかかる連携体制が構築されていません。

III 目標

近年、地震・水害等の自然災害が全国各地で数多く発生しており、本巢市においても様々な災害が想定されています。市と当会が連携しながら、大規模災害発生時においても、早期復旧し事業活動が継続できるよう、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図ることを目標とし、次の取組を行います。

①事業者の防災・減災・感染症対策の促進

地区内事業者への巡回指導などを通じて、事業活動に影響を与える自然災害や感染症等リスクを周知し事前対策への意識を醸成します。また、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援します。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年30件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年6事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年3事業者
- ・事業者BCPセミナー：年1回

②商工会の支援体制の強化

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、引き続き岐阜県商工会連合会等が開催する研修会に参加します。これにより、体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付けます。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していきます。

③商工会自身の事業継続力強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組めます。

④市と商工会の連携強化

本巢市と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を平時から構築します。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本巢市と商工会の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施します。

< 1. 事前の対策 >

本巢市地域防災計画（令和6年7月修正）及び本巢市水防計画（令和6年7月修正）並びに本巢市新型コロナウイルス等対策行動計画（平成26年8月）との整合を図りながら、商工会の防災に関し処理すべき事務または業務の大綱について整理し、発災時に混乱なく緊急対応に取り組めるようにします。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

【自然災害】

(周知啓発)

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明します。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施します。
- ・その他、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。

(セミナー等の開催)

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催します。
 - ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行います。
- *年間開催予定：セミナー1回

(事業者BCP策定支援)

- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行います。

【感染症】

(周知啓発)

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

本巢市商工会では、令和3年度に事業継続計画（BCP）を策定しました。状況に応じて適宜見直しを行い運用しています。

(3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供する。
- ・管内に支店を有する十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫・JAぎふとの連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行います。

(4) フォローアップ

- ・セミナーに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう支援します。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者BCPを策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴え、事業者BCPの策定へとつなげていきます。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、本巢市産業経済課担当者と本会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図ります。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行います。（訓練は必要に応じて実施します）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

(1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

(本巢市における職員の安否確認)

職員参集システム等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否及び出勤可能時間を確認する。

(本会における職員の安否確認)

緊急連絡網による電話やSNS等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。

(本巢市と商工会間における連絡方法、情報共有の方法)

- ・発災後2時間以内を目途に、市産業経済課と商工会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有します。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じてFAX、メールを活用します。これらの通信機能が使えない場合は、本巢市役所本庁舎へ身の安全を確保した上で出向き情報を伝達します。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を図ります。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本巢市で取りまとめた「本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、本巢市と連絡を取り合い、必要な情報の把握と提供・共有を行います。
- ・感染症流行時においても事業継続ができるように、商工会BCPに基づき、代替施設の検討や交代制勤務の導入など対策を講じます。

(2) 応急対策の方針決定

- ・本巢市商工観光課長と事務局長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有します。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。

・本計画により、本巢市と本会は以下の間隔で被害情報を共有します。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・本巢市と本会の窓口は以下の通りです。

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
本巢市	商工観光課長	商工観光課長補佐
本巢市商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます。
- ③本巢市と本会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。

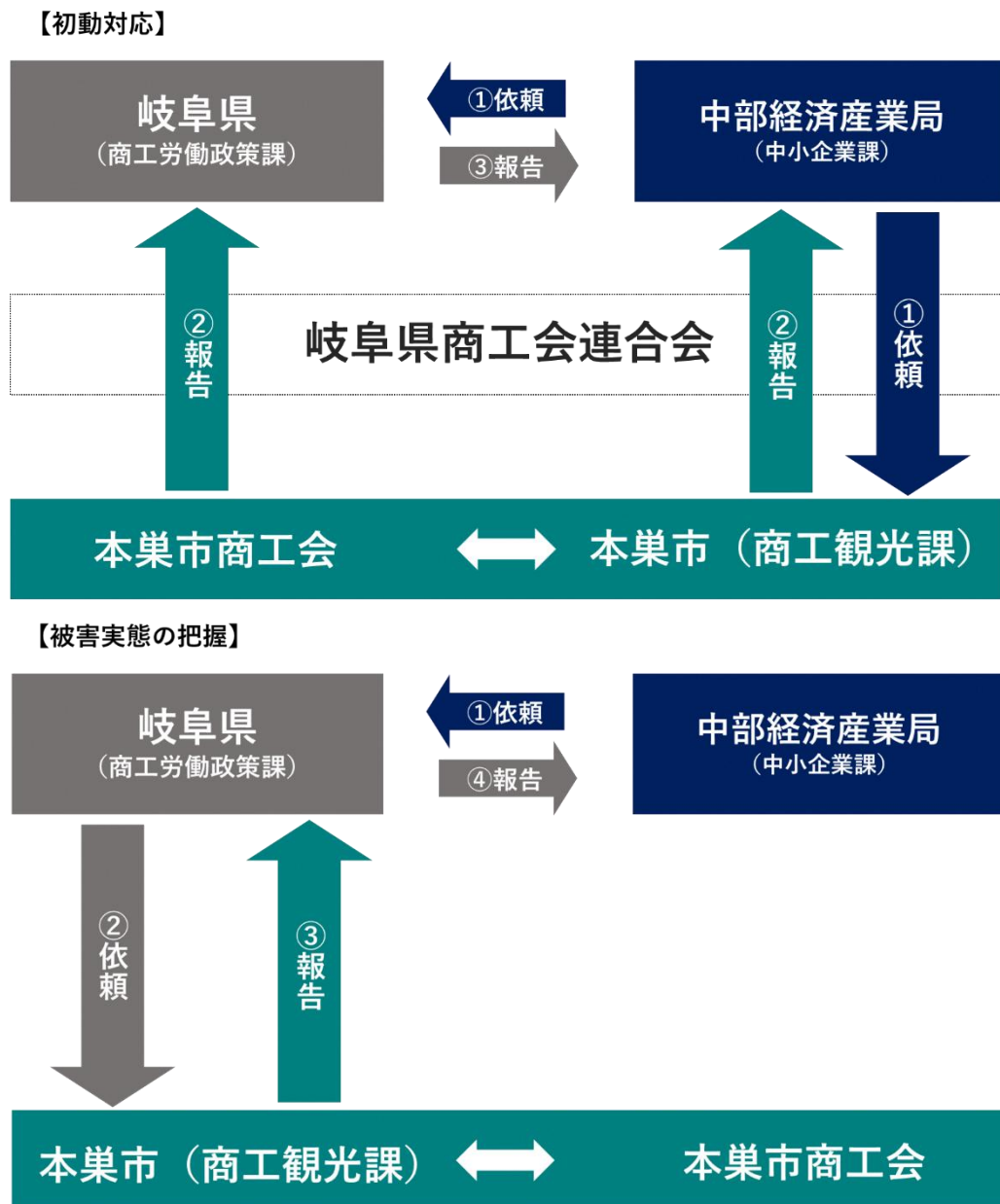
（初動対応）

- ・本巢市と本会は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有します。
- ・本巢市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本会より岐阜県商工会連合会を介して中部経済産業局（中小企業課）及び岐阜県（商工労働部商工労働政策課）へ報告します。

（被害実態の把握）

- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、本会は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し本巢市と情報共有します
- ・本巢市は、本会からの報告を受け、商工業施設の被害状況を把握します。
- ・本巢市と本会が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本巢市より岐阜県（商工労働部商工労働政策課）へ報告します。
- ・被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会業務災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用します。

<被害情報の流れ>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、本巢市と相談をします（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業へ周知します。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談します。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

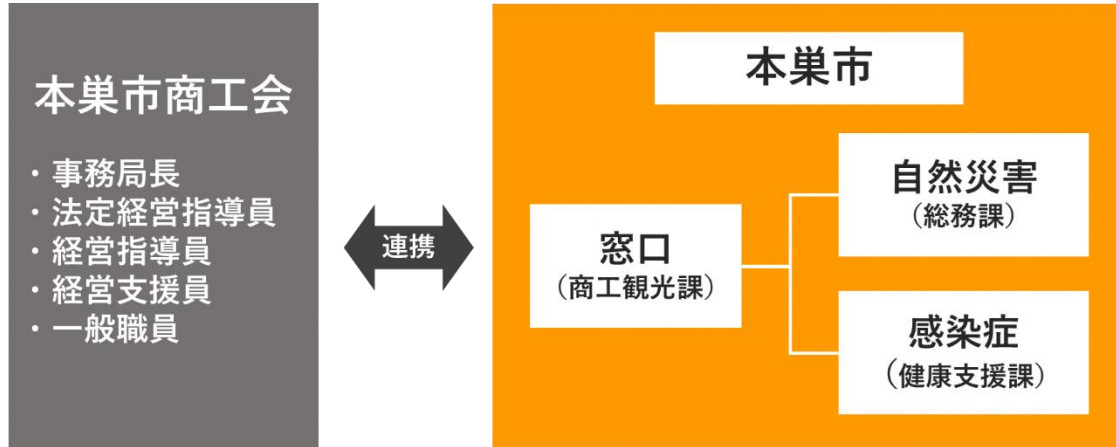
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

<令和7年7月現在>

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 魚住 亮太（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行います

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

- ・ 本巣市商工会
- ・ 〒501-0406 岐阜県本巣市三橋1101番地6
- ・ TEL：058-323-1010 / FAX：058-323-1093
- ・ E-mail：motosu@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

- ・ 本巣市役所産業経済部 商工観光課
- ・ 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地
- ・ TEL：058-323-7756 / FAX：058-323-8101
- ・ E-mail：sankei@city.motosu.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	530	530	530	530	530
1. セミナー開催費	150	150	150	150	150
2. 普及・啓発費 チラシ印刷費	50	50	50	50	50
3. 専門家派遣費 謝金、費用弁償	300	300	300	300	300
4. 連絡会議開催費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金・本巣市補助金・会費収入・事業収入・自己財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等